

8 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進について

社会的な関心が高まっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、関東地方において環境基本法に基づく大気環境基準を多くの地域で達成していない状況にあるが、様々な発生源から生ずる物質が原因となることから、効果的な対策を講じることが困難となっている。

また、環境省が設置した専門家会合において、PM_{2.5}に係る対応について報告書が取りまとめられ、注意喚起のための暫定的な指針が示されたが、PM_{2.5}に対する住民の不安解消に向けた十分な取組は行われていない。

以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 PM_{2.5}は生成機構が十分に解明されていないことから、低減対策を進めるため、その解明を早急に進めること。

また、低減対策等を進めるためには、PM_{2.5}濃度をより正確に把握することが必要なため、測定精度の向上などに取り組むこと。

- 2 疫学的知見、特に影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を図ること。